

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 七 月 三 十 一 日

目 次

規 則

○ 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
○ 岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(文化伝承課)

一
二

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三高山陣屋管理事務所長の部二の項に次の二十号を加える。

4 規則第四条第一項第八号及び第六条第四号の規定により遵守事項を指示すること。

5 規則第四条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して行為の中止又は退去を命ずること。

6 規則第五条第二項の規定により資料の施設外貸出しを許可すること及び同条第三項（規則第八条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可又は承認に管理上必要な条件を付すること。

7 規則第五条第四項ただし書の規定により資料の貸出期間の延長を認めること。

8 規則第五条第五項の規定により岐阜県高山陣屋資料貸出台帳に登載すること及び岐阜県高山陣屋資料貸出許可書又は岐阜県高山陣屋資料貸出不許可通知書を交付すること。

9 規則第五条第六項（規則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。

10 規則第五条第七項の規定により岐阜県高山陣屋資料貸出取消通知書を交付すること。

と。

11 規則第七条の規定による岐阜県高山陣屋資料借用書の提出を受けること。

12 規則第八条第一項の規定により資料の特別利用を許可すること。

13 規則第八条第二項において読み替えて準用する規則第五条第五項の規定により岐阜県高山陣屋資料特別利用許可書又は岐阜県高山陣屋資料特別利用不許可通知書を交付すること。

14 規則第八条第二項において読み替えて準用する規則第五条第七項の規定により岐阜県高山陣屋資料特別利用取消通知書を交付すること。

15 規則第九条第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同条第二項の規定により損害賠償に関し必要な事項を定めること。

16 規則第十条第二項前段の規定により資料の受納を決定すること及び寄附資料受納書を交付すること。

17 規則第十条第二項後段の規定により寄附資料台帳に登載すること。

18 規則第十条第四項の規定により資料の寄附の手続の全部又は一部を省略すること。

19 規則第十一条の規定により資料寄託契約を締結すること。

20 規則第十二条第一項の規定により所有者等と協議すること。

21 規則第十二条第二項の規定により資料の寄託を承認すること。

22 規則第十二条第二項の規定により資料保管書を交付すること。

23 規則第十三条第二項の規定により寄託資料を返還すること。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十五号

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

岐阜県高山陣屋管理規則（令和元年岐阜県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第十四条とし、第三条の次に次の十条を加える。

（遵守義務）

第四条 陣屋を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 陣屋の施設、設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

五 火気又は危険物を取り扱わないこと。

六 所定の場所以外で飲食をしないこと。

七 喫煙をしないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、陣屋から退去を命じることができる。

（資料の貸出し等）

第五条 資料の施設外貸出しは、行わない。ただし、知事が適当と認めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により資料の施設外貸出しを受けようとする者は、岐阜県高山陣屋資料貸出許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

4 資料の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

5 知事は、第二項の許可をしたときは岐阜県高山陣屋資料貸出台帳（別記第二号様式以下「台帳」という。）に登載し、岐阜県高山陣屋資料貸出許可書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとし、同項の許可をしなかったときは岐阜県高山陣屋資料貸出不許可通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

6 知事は、第二項の許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可条件に従わないときは、当該許可を取り消すことができる。

7 知事は、前項の規定により許可を取り消したときは、岐阜県高山陣屋資料貸出取消通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

(資料の貸出しを受けた者の遵守義務)

第六条 前条第二項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 当該資料の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。

二 前条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。

三 貸出期間終了の日までに指定された場所に返納すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(借用書の提出)

第七条 第五条第二項の許可を受けた者は、当該資料の引渡しを受ける際、岐阜県高山陣屋資料借用書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(資料の特別利用)

第八条 学術上の調査研究等のため資料の撮影、模写、複製、模造等の行為をしようとする者は、岐阜県高山陣屋資料特別利用許可申請書(別記第六号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が第十一条又は第十二条の規定により寄託を受けた資料(以下「寄託資料」という。)であるときは、当該寄託資料を寄託した者の承諾書を申請書に添付しなければならない。

2 第五条第三項及び第五項(台帳への登載に係る部分を除く。)から第七項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第五項中「岐阜県高山陣屋資料貸出許可書」とあるのは「岐阜県高山陣屋資料特別利用許可書」と、「岐阜県高山陣屋資料貸出不許可通知書」とあるのは「岐阜県高山陣屋資料特別利用不許可通知書」と、同条第七項中「岐阜県高山陣屋資料貸出取消通知書」とあるのは「岐阜県高山陣屋資料特別利用取消通知書」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第九条 利用者及び資料を利用する者が資料、施設、設備等を故意又は過失により毀損し、汚損し、又は亡失したときは、その損害を賠償させることができる。

2 前項の規定による損害賠償に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(資料の寄附)

第十条 陣屋に資料を寄附しようとする者は、資料寄附申込書(別記第七号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により寄附申込みのあったものについて受納すべきか否かについて決定し、受納と決定した資料の引渡しを受けたときは、寄附資料受納書(別記第八号様式)を寄附者に交付するものとする。この場合において、受納した資料は、速

やかに整理分類を行った上、寄附資料台帳(別記第九号様式)に登載するものとする。

3 寄附を受けた資料には、寄附者の氏名及び寄附年月日を記して、永くその芳志を伝えるものとする。

4 知事は、前三項の手続について管理上必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(知事の依頼による資料の寄託)

第十一条 知事は、陣屋の展示、調査研究等の資料とするため、その所有者又は権原に基づく占有者(以下この条において「所有者等」という。)に依頼して資料の寄託を受ける場合には、所有者等との間において寄託期間、寄託条件等を内容とした資料寄託契約(権原に基づく占有者との契約については、当該契約についても権限のある者との契約に限る。)を締結し、契約書を交換するものとする。ただし、知事及び所有者等との協議により、資料寄託書(別記第十号様式)及び資料保管書(別記第十一号様式)の交換をもって当該契約書の交換に代えることができるものとする。

(知事の依頼によらない資料の寄託)

第十二条 知事の依頼によらないで陣屋に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書(別記第十二号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の承認をし、寄託を受けたときは、資料保管書(別記第十一号様式)を申請者に交付するものとする。

3 第五条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(寄託資料の取扱い)

第十三条 寄託資料は、寄託資料台帳(別記第十三号様式)に登載の上、陣屋が所有する資料と同様の取扱いをするものとする。

2 知事は、陣屋の管理上の都合又は寄託期間の定めのない寄託資料の寄託者からの申出により、寄託資料を返還することができる。
附則の次に次の十三様式を加える。

第1号様式 (第5条関係)

岐阜県高山陣屋資料貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(申請者が法人の場合は法人名及び代表者氏名)
連 絡 先

岐阜県高山陣屋資料の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
貸出期間が30日を超える場合はその理由				
使 用 場 所				
貸 出 資 料	種 別	資 料 名	数 量	備 考
運 搬 方 法				
管 理 方 法				
資 料 取 扱 責 任 者				

注 貸出しを受ける施設の概要 (設置に係る条例、規約、平面図、組織図等)、展示計画等を明らかにした資料を添付してください。

第2号様式(第5条関係)

岐阜県高山陣屋資料貸出台帳

[illegible]

第3号様式（第5条、第8条関係）

岐阜県高山陣屋資料貸出（特別利用）許可書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付で申請のありました資料の貸出し（特別利用）については、下記のとおり許可します。

記

使用（利用）目的				
貸出（利用）期間				
使用（利用）場所				
貸出（利用）資料	種 別	資 料 名	数 量	備 考
許 可 条 件 等				
教 示	1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。			

第4号様式（第5条、第8条関係）

岐阜県高山陣屋資料貸出（特別利用）不許可（取消）通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けの申請（許可）については、下記のとおり許可できません（その許可を取り消します）ので通知します。

記

許可の年月日及び番号	
不許可 の理由 許可取消し	
教 示	1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第5号様式 (第7条関係)

岐阜県高山陣屋資料借用書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
(申請者が法人の場合は法人名及び代表者氏名)
連 絡 先

下記の岐阜県高山陣屋資料を確かに借用いたしました。

記

1 資料の内訳

種 別	名 称	数 量	備 考

2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

第6号様式（第8条関係）

岐阜県高山陣屋資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

（申請者が法人の場合）法人名及び代表者氏名

連 絡 先

岐阜県高山陣屋資料の特別利用をしたいので、下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的				
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）			
利 用 場 所				
利 用 資 料	種 別	資 料 名	数 量	備 考
運 搬 方 法				
管 理 方 法				
資料取扱責任者				

第7号様式 (第10条関係)

資料寄附申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

寄附申込者 住 所
氏 名

下記の資料を岐阜県高山陣屋資料として寄附したいので申し込みます。

記

1 資料

種 別	資 料 名	数 量	形 状	備 考

2 寄附しようとする目的

3 その他（寄附条件等）

第8号様式（第10条関係）

寄 附 資 料 受 納 書

第 号
年 月 日
様

岐阜県知事

年 月 日付けで寄附申込みのあった下記の資料を受納します。

記

1 資料

種 別	資 料 名	数 量	形 状	備 考

2 受納日 年 月 日

3 場 所

4 受納取扱者職氏名

寄附資料台帳

[illegible]

第10号様式（第11条関係）

資 料 寄 託 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

（申請者が法人の場合）法人名及び代表者氏名

連 絡 先

下記のとおり資料を岐阜県高山陣屋へ寄託することを承諾します。

記

1 資 料

種 別	資 料 名	数 量	形 状	資料所有（管理）者名等

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他（寄託条件等）

寄託資料は、岐阜県高山陣屋が所有する資料と同様の取扱いをされても異議ありません。

第11号様式（第11条、第12条関係）

資 料 保 管 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで寄託承諾（申請）のあった下記の資料を預ります。

記

1 資 料

種 別	資 料 名	数 量	形 状	資料所有（管理）者名等

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他（寄託条件等）

寄託資料は、岐阜県高山陣屋が所有する資料と同様の取扱いとします。

第12号様式（第12条関係）

資料寄託申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

（申請者が法人の場合）法人名及び代表者氏名

連 絡 先

岐阜県高山陣屋に資料を寄託したいので、下記のとおり申請します。

記

1 資 料

種 別	資 料 名	数 量	形 状	資料所有（管理）者名等

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他（寄託条件等）

寄託資料は、岐阜県高山陣屋が所有する資料と同様の取扱いをされても異議ありません。

張白料資託寄

[illegible]

附 則

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に資料の施設外貸出しを受けている者は、改正後の岐阜県高山陣屋管理規則第五条第二項の許可を受けた者とみなす。

令和八年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社